

- 新型コロナ危機打開!
- 自粛と補償は一体で!
- 地域と雇用を守れ!

いのちを守り、暮らし・営業を支えるために

みなさんと力をあわせ、

全力で立ち向かいます

「緊急事態宣言」が延長された下で、暮らしと営業への補償、医療・検査への支援を抜本的に拡充することが求められています。安倍首相も、世論と運動に押されて、家賃負担の軽減や雇用調整助成金の拡充、アルバイト学生への支援、PCR検査センター設置などを表明しました。

日本共産党は、第2次補正予算を速やかに編成し、これらの「追加措置」をただちに実行するよう求めています。京都府でも4月に補正予算が成立しましたが、制度の対象から外れたみなさんの救済を含め、長期化を見据えた追加の施策が必要です。その実現に向けて、引き続き奮闘します。



府会議員団として、3回にわたって京都府知事への申し入れを行っています

感染が心配な方は…

専用相談窓口 [24時間対応] 075-414-4726

※かかりつけ医等の判断により、「京都検査センター」(府内5カ所を予定)でもPCR検査が受けられます

施策の改善・充実を求めてがんばります

情報発信

- 支援制度の要項や受付時期などをわかりやすく発信し、相談支援体制を強化すること。
- 自粛要請等の解除の基準と根拠を示し、先行きの見通しを持って努力できるようにすること。

医療・検査体制

- 京都検査センターの拡充、保健所体制の強化など、感染状況の把握と的確な判断ができるようにすること。
- 病床確保のための財源措置、医療資器材の確保と安定供給、地域医療を支えるすべての医療機関への支援を行うこと。

自粛と一体の補償

- 自粛「延長」に伴う支援給付金をすみやかに具体化し、影響を受けているすべての事業者を救済できるよう、柔軟な運用と合わせて家賃補助などの新たな支援策を検討すること。(※京都市においても、府制度への上乗せを実施すること。)
- 休業中の児童・生徒に対して、ICT等を活用した教育権保障を格差なく行うとともに、科学的な感染防止対策や保護者・本人の同意を前提に、さまざまな形での登校に特別の努力を払うこと。
- アルバイト減少などの影響を受ける大学生等への支援を行うこと。進路選択を控えた中学3年生、高校3年生への特別の工夫や支援策を講じること。
- 政府に十分な財源保障を求めつつ、事業等の中止・見直しも大胆に行い、幅広い府民への支援策を具体化すること。

日本共産党府議会報告

発行：日本共産党京都府会議員団

TEL: 075-414-5566
FAX: 075-431-2916

2020年5月号

日本共産党府会議員団は上記の見解を発表しました。

E-mail: giindan@jcp-kyotofukai.gr.jp

京都府会議員団

検索

主な支援制度を紹介します。これらを活用して、暮らしと営業を守りましょう。

みなさんの声と運動で、各種の支援制度が実現しています。どんどん申し込むことを通じて、さらなる拡充・改善にもつなげていきましょう。「手続きが難しそう」「うちは対象になるの?」という方も、ぜひ一度ご相談ください。

申請手続きなどサポートします
お気軽にご相談下さい

日本共産党京都府議員団 Tel. 075-414-5566
京都府商工団体連合会 ☎ 0120-22-0000

当座の生活資金が必要なみなさん

緊急小口資金等(生活福祉資金)の特例貸付が受けられます

- 個人事業主等の世帯は20万円(それ以外は10万円)を無利子・無保証人で。期限は2年ですが、償還(返済)が免除される場合もあります。●学生も申請できます。
- 家賃が払えないという人は、住居確保給付金(家賃相当額を最大9カ月)が受けられる場合もあります。

社会福祉協議会、または
近畿労働金庫に申し込み(郵送可)

休業・時短要請を受けた中小企業・個人事業者のみなさん

休業要請対象者支援給付金(府制度)が受け取れます

- 休業・時短に協力したら、中小企業・団体は20万円、個人事業主は10万円が、減収要件なしで支給されます。多くの市町村で、独自の上乗せがあります。

支援給付金センターへ
郵送かインターネットで申請

Tel.075-706-1300

売上が大幅に減少した中小企業・個人事業者のみなさん

国制度の持続化給付金が受け取れます

- 法人は200万円、個人事業者は100万円を上限に、売上減の12カ月分が支給されます。
- 任意のひと月に、前年比50%以上の売上減少があった場合に対象となります。

インターネット
で申請 ▶▶▶



持続化給付金事業コールセンター

☎ 0120-115-570

中小企業・農林漁業者・個人事業者・文化芸術団体のみなさん

新型コロナウイルス対策企業等緊急応援補助金(府制度)を利用することができます

- 幅広い業種で、さまざまな取り組みに活用できる補助金。減収要件はありません。
※企業グループで行う取り組みには最大100万円の加算があります。

小規模事業者/農林水産業者/文化芸術団体等	3分の2(上限20万円)
中小企業	2分の1(上限30万円)

問い合わせ先

商工関係 → 中小企業緊急経営支援コールセンター ☎ 0120-555-182

農林関係 → 各京都府農業改良普及センター / 家畜保健衛生所 / 森林技術センター / 水産事務所

文化・芸術関係 → 文化芸術関係者支援相談窓口 Tel.075-414-5549

- この他に、府独自の新たな補助金制度が検討されています。

当座の運転資金などが必要な中小企業・個人事業者のみなさん

実質無利子・保証料ゼロの融資を受けることができます

- 無担保で3,000万円まで、10年以内の融資。年利0.9%ですが、下記の条件にあてはまれば、当初3年間は実質無利子になります。●既往債務の借換ができる場合もあります

信用保証協会 Tel.075-354-1011

個人事業主(フリーランス含む) 5%の売上減 中小企業 15%の売上減 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫による無利子・無担保融資もあります。

税金・国民健康保険料(税)・公共料金などの猶予や減免の制度もあります



京都府等の相談TEL窓口

一人10万円の特別給付金についてはお住まいの市町村にお問い合わせ下さい

補助金や融資の相談がしたいとき

中小企業緊急経営支援コールセンター

☎ 0120-555-182

文化芸術関係者は

文化芸術関係者サポート窓口

075-414-5549

事業縮小で給与支給に困ったとき

中小企業雇用継続緊急支援センター

075-692-3234

京都労働局助成金センター

075-241-3269

解雇や給与のカットを受けたとき

京都労働局特別相談窓口

075-241-3212

京都総評労働相談センター

☎ 0120-378-060

子どもの休校で収入が減った方

学校等休業助成金

支援金等相談

コールセンター

☎ 0120-60-3999

アルバイト収入減などで、給付奨学金を受けたい学生の方

日本学生支援機構

